令和６年度裾野市農業委員会１月総会　議事録

1. 開催日時　　令和７年１月１０日(金)　午後３時３０分から午後４時１０分
2. 開催場所　　裾野市役所４０１会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭　清宏			東	飯塚　邦彦	富岡	井上　恭男
2	荻田　弘明	8	髙草　富一	東	芹澤　秀雄	富岡	杉山　守正
3	勝又　直美	9	西島　則夫	西	市川　光一	富岡	渡邊　光永
4	勝又　和一	10	渡邊　博美	深良	大庭　洋行	須山	中村　偉文
5	杉山　邦利	11	杉山　克己	深良	勝又　勝美		
6	杉山　利博	12(会長)	岡田　廣正				

4. 欠席委員

7	鈴木　知華						

5. 事務局出席者
　書記　西島敬光　書記　久保裕太郎

6. 議事日程
　第１　開会
　第２　議事録署名委員の指名

4	勝又　和一	5	杉山　邦利

　第３　議事
　（１）報第１５号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
　（２）報第１６号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について
　（３）議第２１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について
　（４）議第２２号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について
　（５）議第２３号　農用地利用集積計画（案）の決定について

7. 会議の概要

議　長	只今から令和６年度裾野市農業委員会１月総会を開会します。 本日の委員は１２名中１１名出席ですので、総会は成立しています。 議事日程第２の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。 （異議なし）
議　長	それでは、４番　勝又和一委員、５番　杉山邦利委員にお願いします。 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。 それでは、議事に入ります。報第１５号　農地法第１８条第６項の規定による通知について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。報第１５号　農地法第１８条第６項の規定による通知について　番号１

（議案朗読により説明）

議　長　　ただ今の報第１５号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

大庭清宏委員　　こちらの案件ですが、鉢に入れたブルーベリーを栽培していましたが、水道が引けないということで解約となりました。水道が引けるような農地がありましたらご紹介していただきたい。

西島則夫委員　　面積はどのくらいあればいいのか。

大庭清宏委員　　一反か二反くらいあればとのことです。

井上恭男委員　　解約後の土地について、今後の計画はありますか。

事務局　　聞いておりませんが、借人を探すという形になると思います。

議　長　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、報第１６号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。報第１６号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１

（議案朗読により説明）

議　長　　ただ今の報第１６号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

髙草富一委員　　面積が２３㎡と小さいが資材置き場として適当か。

事務局　　案内図を見ていただきますと、ちょっとわかりにくいですが、北側部分も資材置き場になっており、今回届出のあった筆とすでに一体として使用されています。
今回、改めて農地部分の転用届を提出されました。

議　長　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第２１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第２１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　推進委員　大庭洋行委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　申請地は、上原区公民館から約１３０ｍ西側に位置しています。
申請地は調整区域内の白地農地です。面積は４０６㎡で、地目は登記簿・現況ともに畑です。
渡人は、昭和４２年に売買により取得しましたが、高齢により手をかけることが難

しい状況になり、隣接する宅地とともに手放すことを検討していました。
受人は、現在会社員ですが、定年を迎え時間もできることから、申請地とともに隣接する宅地をあわせて取得し、自己住宅を建築後、申請地にて耕作をするとの意向から、話がまとまり今回の申請に至りました。
受人に農業経験はありませんが、農業経験者である知人の助言指導を受けながら耕作を行う予定です。
必要な農機具はこれから購入予定です。
申請地取得後の経営農地は４０６㎡です。通作にかかる時間は、徒歩すぐです。
従事日数の基準や地域との調和についても問題ないかと思います。
耕作計画によると、自家消費用の露地野菜及び果樹を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議　長　　ただ今の議第２１号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第２１号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第２１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号２
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第２１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号２

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　２番　荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　申請地は、裾野市福祉保健会館から約３２０m西側に位置しています。
申請地は調整区域内の白地農地です。面積は９５３㎡で、地目は登記簿・現況ともに畑です。
渡人と受人は、親族関係にあります。
渡人は、　　で専業農家として営農しており、申請地を平成２６年に売買により取得しましたが、受人が主に耕作管理を行っておりました。
受人は、今般の農地取得に関する下限面積撤廃の農地法改正を機に、申請地を取得し引き続き耕作していく意向により申請に至りました。
受人は、トラクター、耕運機などの必要な農機具はすでに所有しており、申請地において農業経験もあります。
申請地取得後の経営農地は９５３㎡です。通作にかかる時間は、徒歩すぐです。
従事日数の基準や地域との調和についても問題ないかと思います。
耕作計画によると、自家消費用の露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議　長　　ただ今の議第２１号　番号２について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第２１号　番号２について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第２２号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号１
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第２２号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　推進委員　飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　申請地は、麦塚　長戸呂橋の約３０m東側に位置しています。
現況は休耕地となっています。
渡人は、令和４年に相続により申請地を取得しましたが、休耕地の状態となっていました。
受人は、建設業、不動産業のほか、様々な事業を営んでおり、地域で駐車場の需要があることから、貸駐車場の敷地を確保すべく、敷地を探していました。
今回、受人から売買について相談したところ、話がまとまったことから、申請に至ったものです。
農地区分は、第２種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。
場内は、アスファルト舗装を行います。
また、添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できています。
転用計画についても、必要台数に基づく計画が示されており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。
北側は畑、東側、南側は道路、西側が宅地に接しています。
北側農地、東側道路との境界には、見切りを設置します。
敷地内の雨水は傾斜により南側道路側溝に排水します。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　ただ今の議第２２号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第２２号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第２２号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号２

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　はい。議第２２号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号２

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　続きまして、地区担当委員　３番　勝又直美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　申請地は、金沢公民館の約１３０m南側に位置します。
現況は休耕地となっています。
借人は、貸人の娘夫婦であり、現在賃貸アパートで暮らしています。
子供が生まれ、自己住宅を所有したいと考え、住宅の建築を計画し、貸人である父に相談したところ、申請地の利用について承諾を得ました。
農地区分は、第２種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。
都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。
申請地の北側、東側は農地、南側は道路、西側は宅地に面しています。
宅地及び農地との境にはブロック擁壁が設置されます。
雨水と汚水は合併処理浄化槽を経由して南側の道路側溝に放流します。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　ただ今の議第２２号　番号２について、質疑等がありましたらお願いします。

飯塚邦彦委員　北側に農地があるようだが、日当たり等の問題はありませんか？

事務局　こちらの案件は分家住宅で、借人は貸人の娘及び孫の関係となるため、問題はありません。

髙草富一委員　面積の条件について聞きたい。

事務局　分家住宅についての都市計画法の基準が３００㎡以内となっています。

議　長　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第２２号　番号２について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第２３号　農用地利用集積計画（案）の決定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　はい。議第２３号　農用地利用集積計画（案）の決定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長	続きまして、地区担当委員　２番　荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	利用権設定地は、富岡保育園から約３５０m北西に位置します。 利用権設定地は、白地農地で、現況は田及び畑です。 面積は、３筆合計１，０２４㎡です。 利用権設定地は、令和２年２月から借人との間で賃借が続いているところで、令和７年１月末で終期をむかえます。 借人　　は、申請地のすぐ東側に住んでおり、経営面積は２，８８３㎡で、水稲や露地野菜を栽培するなど、経営農地は効率的に管理されております。 また、耕作管理は、主に借人と妻で行いますが、両名とも４０年以上の農業経験があり、十分な農機具も保有しています。 貸人　　は、耕作管理しきれないことから引き続き使用してほしいということで、双方の合意により更新するものです。 設定する期間は、５年間で、賃貸借料は、１０ａ当たり２０，０００円です。 利用権設定地では、引き続き水稲及び露地野菜を栽培する予定です。 現状も有効に活用されており、特に問題はないと思います。 ご審議のほどお願いします。
議　長	ただ今の議第２３号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。 （質問、意見等　なし）
議　長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第２３号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 ではこれをもって令和６年度裾野市農業委員会１月総会を閉会します。

令和７年１月１０日（会議録署名人）

４番署名人　勝又和一

５番署名人　杉山邦利